チャイナアラート第 21 号の補足資料
—『国家外貨管理局資本項目管理司より、外商投資性公司の再投資に係る出資検証関連問題の操作指南公布についての通知』（匯資函[2011]7 号）の日本語試訳

- チャイナアラート 2011 年 6 月第 21 号で言及した通達匯資函[2011]7 号は、当該アラートを理解するために必要であると判断し、中国事業室で翻訳して配信することにいたしました。

この日本語訳は試訳であり、個別案件など実務での適用に際しては会計・監査・税務など各領域の専門家への相談が必要です。

国家外貨管理局(資本司)
匯資函[2011]7 号

国家外貨管理局資本項目管理司より、外商投資性公司の再投資に係る出資検証関連問題の操作指南公布についての通知

国家外貨管理局の各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、並びにシンセン、大連、青島、アモイ、寧波市分局の資本項目管理処(或いは、関連処)に対する通知:

外商投資性公司の国内投資に関わる審査認定及びその投資先企業への出資検証手続を一層明確にするため関連事項の操作指南を制定し、公布した。この通知に従って執行されたい。

一、「商務部による外国投資者が投資性会社を設立・運営することに関する補充規定」(商務部令[2006]第 3 号)の関連規定に基づき、外商投資性公司が国内の合法所得(人民元利益、減資、清算、撤退、持分譲渡、投資の先行回収或いはその他合法的な国内所得等を含む)を用いて国内企業に再投資する際、まず、外商投資性公司所在地の外貨管理局は外国投資者が人民元利益等の国内合法所得を用いて当該会社の登録資本金を増加することに関する資本項目外貨業務審査認定書(以下、再投資審査認定書)を発行する。

二、外商投資性公司は国内合法所得を用いて登録資本金を増加した後、関連法規に従って国内企業に再投資することができる。

外商投資性公司が国内企業に再投資する際、再投資先企業所在地の外貨管理局は、会計士事務所工作連絡函及び出資検証申請書(流入類)、「外国投資者出資情況証書確認函」、再投資審査認定書の写し等に基づき、関連の出資検証登記手続を行い、且つ「外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会函」(以下、証書確認照会函、資料 1 を参照)を迅速に外商投資性公司所在地の外貨管理局にファックスしなければならない。

三、外商投資性公司所在地の外貨管理局は証書確認照会函を受け取ってから 2 稼働日以内に「外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会回答函」(以下、証書確認照会回答函、資料 2 を参照)を記入して返信しなければならない。

四、再投資先企業所在地の外貨管理局は証書確認照会回答函を受け取った後、現行の規定に従って迅速に関連の出資検証登記手続を行う。

五、外商投資性公司が国内の合法所得を国内の他の企業に再投資する場合、増資及び再投資審査認定手続が完了した後、外商投資性公司或いはその国内合法所得の源泉地にある外商投資企業は当該資金を再投資先となる国内企業に直接振込むことができる。

六、外商投資性公司に再投資された国内企業が外貨利益を外商投資性公司に振込む場合、「外商投資企業外貨登記証」、董事会利益分配決議書及び納税証明書等を持参して外貨指定銀行で直接に振込む手続を行うことができる。

ここで、通知する。

資料: 1. 外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会函
2. 外商投資性公司のる国内合法所得の再投資に関する証書確認照会回答函

2011 年 3 月 29 日

主要用語:資本項目、企業、投資、出資検証、通知
内部発送:局長、副局長、総経済師、総会計師、綜合司、資本司(5)、人事司(内部監査司)。
主催部門:資本司 (トータル 50 部印刷)
国家外貨管理局総合司 2011 年 4 月 1 日印刷・発行

この日本語訳は試訳であり、個別案件など実務での適用に際しては会計・監査・税務など各領域の専門家への相談が必要です。

資料 1:

外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会函

_____分局(外貨管理部)資本項目管理処(或いは、関連処):
現在、_____外商投資企業が委託した会計士事務所の出資検証申請書を受取った。当該外商投資企業の株主の一社は、_____外商投資性公司である。当該外商投資性公司は貴処の所轄である。
_____外商投資性公司は_____(金額及び貨幣単位)を_____外商投資企業に再投資する予定であり、再投資資金の源泉は_____である。(源泉の選択:人民元利益/減資/清算/撤退/株式転換/投資の先行回収/その他の国内所得)
貴処は、本函を受け取ってから 2 稼働日以内に、当該出資部分が貴処により審査確定された登録資本金の増加総額を超過しているか否か確認願いたい。

ここで本函にて確認する。

連絡者:
連絡電話番号:

_____分局(外貨管理部)
資本項目管理処(或いは、関連処)
年　月　日

この日本語訳は試訳であり、個別案件など実務での適用に際しては会計・監査・税務など各領域の専門家への相談が必要です。

資料 2:

外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会回答函

_____分局(外貨管理部)資本項目管理処(或いは、関連処):

現在、貴処が発行した外商投資性公司の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会函書を受取った。
調査を経て、我が処が審査認定した当該外商投資性公司の外国投資者が人民元利益等の国内合法所得を用いて当該外商投資性公司の登録資本金を増加した金額は_____(金額及び貨幣単位)。今回の貴処の照会金額を除き、当該外商投資性公司が既に再投資した累計金額は_____(金額及び貨幣単位)である。
従って、貴処が照会した当該部分の出資は、我が処が審査確定した登録資本金の増加総額を超過して_____(いる/いない)。

ここで、本函にて回答する。

連絡者:
連絡電話番号:

_____分局(外貨管理部)
資本項目管理処(或いは、関連処)

年　月　日

翻訳者:　あずさ監査法人 中国事業室

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2011KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Original Chinese language edition
© 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and KPMG Huazhen, a Sino-foreign joint venture in China, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative, a Swiss entity. All rights reserved.

この日本語訳は試訳であり、個別案件など実務での適用に際しては会計・監査・税務など各領域の専門家への相談が必要です。